



- 目次
- ① 今月のお知らせ
  - ② コラム【Q&A】
  - ③ 先月の回収
  - ④ ちょっと深く、少し考えてみよう
  - ⑤ 食品ラベル案内
  - ⑥ フードラベル・熱量確認テスト
  - ⑦ 海外シリーズ

# 【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

「インターネット監視業務(平成28年1月～3月)状況結果が発表されました。  
(平成28年12月26日 消費者庁食品表示対策室)

改善要請が162商品もありました。広告を含めた表示で、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をすると、誇大表示の禁止に違反となります。  
他山の石としてください。

今回の監視重点項目は下記の二つです。

- ・ 疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現
- ・ 「ダイエット」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
加工食品 (農産加工品、水産加工品等) 【38 商品】	・ <u>活性酸素の働き</u> の抑制、 <u>抗酸化作用</u> により、がんや動脈硬化の予防、エイジングケアの効果等を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類) 【26 商品】	・ 心臓病・動脈硬化の予防、抗がん剤としての働き、高血圧・糖尿病の予防などの効果を有すること等を標ぼうする表示 ・ <u>抗酸化作用</u> 、粘膜の保護、免疫カアップにより、風邪やインフルエンザ、花粉症に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【98 商品】	・ 脂肪燃焼、新陳代謝を向上、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示 ・ 女性ホルモンの活性化に働きかけ、 <u>美白美肌</u> 、更年期障害の軽減、高血圧や動脈硬化予防等に効果を有すること等を標ぼうする表示

「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について」(平成28年12月26日)消費者庁の資料から作成&抜粋

※解説はPage1-2(会員)で記載しています。

# コラム【Q&A】

---

【Q51】 惣菜原料用等として使用する目的で製造した酒類に酒税は課税されますか？

【Q52】 着色料のターメリックとターメリック色素は同じ添加物ですか？

【Q53】 惣菜製品のトッピングとして、レモンの輪切りをそえました。この場合、輸入レモンの防かび剤は惣菜の添加物として表示する義務はありますか？

※ 解答と解説はPage2-2(会員)で記載しています。

# 食品表示による自主回収の内訳(2016年11月分)

2016年11月に公表された食品表示事故による回収件数で、企業告知、行政告知のあったものは60件(違反項目別件数71件)ありました。71件の内訳をまとめました。法規別ではアレルギー違反が48%、期限表示違反が23%、一括表示違反が10%の順でした。回収対象の食品では、菓子類が42%、調理食品が10%、野菜加工品が8%の順でした。菓子類が4割を占めています。業態別ではメーカーと製造小売業が28%ずつ、スーパーが17%の順です。

〈平成28年11月 こう食品法令 調べ〉

事件	時期	違反内容
アレルギー表示ミス	2016. 11.23	ラムネ菓子の一括表示に記載されていないアレルギー物質の“小麦”が検出され、製造委託先にて検査の結果、原料の調整砂糖(コーンスターチ・砂糖の混合)の製造工場で小麦が混入したことが判明した。

**主力商品の原材料はもらい事故を防ぐためにも、定期的アレルギーの分析をする必要があります。**

他に、上記の調整砂糖が原因で、クリスマス商品のラムネ菓子がアレルギーの小麦の欠落となり、計14件の回収事故が起こっています。

※ 回収事故の解説はPage3-2(会員)で記載しています。

「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書」が公表されました(平成28年12月13日公表)。

事業者は、消費者が購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるような環境を整備することを目標としつつ、以下のポイントを参考に、段階的に情報提供の取組を推進・拡大することが望まれる。

## <ポイント一例>

- 商品画像やサイズ、配送時の冷凍・冷蔵等の別などについても、消費者の利便性を高める情報として提供されることが望ましい。
- ラベル表示を参考にしたり、インターネットの特性(リンクや画像貼付等)をいかして提供することが考えられる。

食品のインターネット販売は、近年、宅配等その利用が急増し、今後も成長が見込まれる業態であり、消費者の利用も一層増えることが見込まれている。

<根拠資料:「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書」資料>

※ 解説はPage4-2(会員)で記載しています。

**使用した原材料は、仕入れた段階での一般的な名称で記載します。原材料は生鮮食品と中間加工原料に大別されます。**

食品表示基準Q&Aには加工原料であることが分かるように表示することとされています。

(原材料名関係)

(加工-52) 中間加工原料を使用した場合の原材料名の表示方法について教えてください。

(答)

食品を製造する際に、小麦粉、しょうゆなどの加工原料を仕入れて、それを使用する場合には、加工原料を使用していることが分かるように表示することを原則としています。これは当該工場、一次産品等から一貫して製造していることと区別するメリットがあります。

加工食品の原材料名の表示は、原則、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的な名称で表示することとなります。そのため、加工原料を用いて製品を製造した場合には、当該加工原料の一般的な名称を表示することになります。

生鮮食品の名称と区別して表示するんだね！

**乾燥野菜を仕入れて使用した場合**

**野菜(〇〇)の名称ではなく、乾燥〇〇のように記載します。  
また、粉末野菜の場合は、〇〇粉末のように記載します。**

## フードラベル・力量確認テスト

【問27】次の問のなかで最も適切なものを①～⑤のうち、1つ選びなさい。  
解答のない場合は「0」と回答しなさい。

- ① チョップドハムはプレスハムの1種で、肉魂が1g以上のものである。
- ② 業務用加工食品は平成32年3月31日までに加工・製造・輸入されるものは新基準の猶予が認められている。
- ③ ドレッシングにおいて、2%を超えて香辛料を使用した場合は原材料名を「香辛料」と表示できない。
- ④ 新固有記号制度において製造計画書を添付する場合はオンラインではなく別途郵送できる。
- ⑤ 栄養成分の相対表示をする場合は、強調表示をする部分に近接した場所に比較対象食品と強化(低減)された量又は割合を表示しなければなりません。

問題番号

回答欄

問27

※ 正解と解説はPage6-2(会員)で記載しています。



海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

## A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

### 原文

Foods containing phytosterols, phytosterol esters, phytostanols or phytostanol esters

The ingredients may be added to the following special purpose foods that are intended for persons who require a special diet for the purpose of lowering blood cholesterol, as specified under regulation 250A of the Food Regulations.

- (a) Any edible vegetable fat or oil containing not more than 20 g of saturated fat per 100 g of total fat;
- (b) Any margarine or fat spread containing not more than 27 g of saturated fat per 100 g of total fat; or
- (c) Any other food containing not more than 3 g of total fat per 100 g or 1.5 g of total fat per 100 ml.

Food products which fulfil the above criteria may qualify for use of the following claim.

### 対訳

フィトステロール、フィトステロールエステル、フィトスタノールまたはフィトスタノールエステルを含む食品

この成分は次の特別な目的の食品に加えてもよく、食品規則の規則第250A条に基づき、血中コレステロールを低下させる目的で特別な規定食が必要な人のために意味する。

- (a) 食用の植物脂や植物油は、総脂肪100gあたりの飽和脂肪20g以下が含まれている。
- (b) マーガリンまたはファットスプレッドは、総脂肪100g当たり飽和脂肪27g以下が含まれている。
- (c) その他の食品は総脂肪が100gあたり3g、100mlあたり1.5g以下が含まれている。

上記の基準を満たす食品は次の強調表示を使用する適格性を有する。

#### <単語集>

ingredient: 成分	intend for: ~させようとする	specify: 明細に記す
edible: 食用に適する	no more than: ~にすぎない	saturated: 飽和した
fulfil: (条件を)満たす	criteria: 基準	qualify: 適格にする

【次シートにつづく】



## 原文

- Plant sterols/stanols have been shown to lower/reduce blood cholesterol. High blood cholesterol is a risk factor in the development of coronary heart disease.

The product labels should also bear the following mandatory information:

- The product is a special purpose food intended for people who want to lower their blood cholesterol level;
- The product may not be nutritionally appropriate for pregnant and breast-feeding women and children under the age of 5 years;
- The product should be used as part of a balanced and varied diet;
- Consumption in a day of a total of more than 3g of phytosterols and/or phytostanols does not provide any additional benefit in lowering blood cholesterol levels;
- Consumption in a day of a total of at least 2g of phytosterols and/or phytostanols has been shown to lower blood cholesterol levels; and
- A statement suggesting the amount of the food (in g or ml) to be consumed each time (referred to as a serving), and a statement of the total amount of phytosterols and phytostanols that each serving contains.

## 対訳

- 植物ステロール/スタノールは、血中コレステロールの低下/減少を示している。高血中コレステロールは、冠状動脈性心疾患の進展に危険な要素である。

このような製品のラベルには次の強制の情報をまた負うべきである:

- 製品は、血中コレステロール値を下げたい人のための特別な目的のものです。
- 製品が妊娠中および授乳中の女性および5歳以下の子供には栄養的に適切でない可能性がある;
- 製品はバランスのとれたさまざまな食事の一部として使用されるべきである。
- フィトステロールおよび/またはフィトスタノールの1日合計3g以上の消費は、血中コレステロール値を低下させるさらなる利益が得られない。
- フィトステロールおよび/またはフィトスタノールの1日少なくとも合計2gの消費は、血中コレステロール値の低下を現わす;そして
- 毎回摂取する食品の量(gまたはml)を提案する明細書(1サービングと呼ぶ)、サービング毎に含まれるフィトステロールとフィトスタノールの総量の明細書。

### <単語集>

coronary: 冠状(動脈)の  
breast-feeding: 母乳で育児中

mandatory: 強制の  
consumption: 消費

appropriate for: 適当な  
suggest: 提案する

pregnant: 妊娠している  
refer to as: ~と呼ぶ

【次号1月につづく】

# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定の公開情報の閲覧利用を希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(なんと月にコーヒー1杯の価格)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。会員の方には無料でご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸いです。ご質問もお待ちしております。本年はご利用くださりどうもありがとうございました。

## 月刊 こう食品法令【2016年 12月号】

### 徒然草

今日の計画を立てていても急ぎの用件のため、それに費やすこともある。簡単に片付くと思っていたことがたいそう時間がかかることもある。1日の過ぎゆくのも予定通りいかない。1年も1生涯もまさにその通りであろう。だからと言って、予定通りいくこともある。計画をたてるが、物事は決めてかかれぬ。先のことは「不定」と考えていけば間違いない。(もりおゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。